

2012年7月18日

環境基本計画推進体制（案）へのコメント

滋賀県立大学環境政策・計画学科
（柴田裕希）

1. 環境管理本部と環境政策監について

- ・ 専任の部長級として環境政策監を持つ環境管理本部の位置づけは、環境基本計画に基づく環境政策の実施機関として実効性が期待される。また、環境基本計画の横断的な性格を踏まえると、調整役を担う専属の部長級の人員が配されることは望ましい組織体系といえる。
- ・ 環境管理本部は、管理責任者会議を持つことにより庁内の各取り組みと連絡を図ることができるが、市民サイドの環境計画推進会議「水と緑・安心の野洲」との連絡を担う実質的なシステムがない。市民サイドとの連絡を確保することで、環境管理本部は環境基本計画の施策を統合的に管理することが可能になるため、市民サイドとの連絡を担う仕組みが必要である。
- ・ 環境管理本部が環境基本計画の進行管理において中心的な機能を有すると考えられるが、この進行管理機能を第三者的にチェックする仕組みがない。実施主体と施策内容が広範囲にわたる計画であることを踏まえると、進行管理のあり方をチェックする第三者の関与が望ましい。これには、既存の野洲市環境審議会の活用が考えられる。
- ・ 上記の議論を踏まえて、市民サイドと行政サイドの中間に位置し、かつ環境管理本部の下に位置付けられる形で「野洲市環境フォーラム」の設置を提案する。フォーラムのイメージとしては、年に一度開催し、市民側の活動（各部会の代表など）と行政側の取り組み状況（各管理責任者など）を互いに報告するとともに、次年の目標などを設定する場とする。このフォーラムによって市民側の活動は一年ごとの振り返りと一年単位での目標の設定が可能になる。また、フォーラムによって設定された行政側の目標は、環境管理本部から各組織へ調整される。これによって、市民サイドと行政サイドの統合的な計画進行管理が一年単位で実施できるようになると考えられる。

2. 地域コミュニティーベースの取り組み

- ・ 現在の市民サイドの体制は施策分野ごとに構築されているが、分野別の仕組みに加えて、自治会等のコミュニティーベースの仕組みを併設することには以下のような効果があると考えられる。
- ・ コミュニティーベースの仕組みを構築することによって、施策の普及や啓発において面的な広がりを速やかに得られるというメリットが挙げられる。

- ・ 市域全体を考えた場合、環境施策の展開にはコミュニティーによって大きく異なる地理的な性質を考慮する必要がある。コミュニティーベースの仕組みを併設していれば、コミュニティー間の差異に対応した施策の展開が比較的容易になる。
- ・ 自治会単位では、既に様々な環境への取り組みがなされており、これらの取り組みを環境基本計画の中で公的に位置づけていくことで、自治会の取り組みの底上げにつながると考えられる。
- ・ 以上の効果を考えると、コミュニティーベースの仕組みが有用といえる。例えば、連合自治会単位でのコミュニティーベースの組織づくりは、既存自治会の負担を増大させずに構築できる仕組みとして参考になる。また、「(例) 地域エコマスター」のように称号を付すことで、取り組みのモチベーションを刺激できる効果も期待できる。
- ・ この場合、庁内の管理責任者の中にコミュニティーベースの取り組みに関する管理責任者「(例) 地域エコマスター管理責任者」を設置することが望ましい。これによって、コミュニティーベースの取り組みと行政施策との連携を確保することが出来る。

3. 市民サイドの取り組みをコーディネートする仕組みの設置

- ・ 市民サイドの取り組みが多岐にわたり展開されることを考えると、これらを一元的に連絡できる位置づけの組織が構築されることが望ましい。
- ・ この組織は、市民サイドの各実行団体の情報を一元的に整理し、市民に対して提供するとともに、新たな活動需要に対して相談窓口として機能する。
- ・ これによって、市民サイドの中間支援的な機能を発揮することが期待される。
- ・ このような仕組みを NPO が担うためには、中間支援 NPO の立ち上げを見据えた取り組みを、計画の改定作業や実施を通じて展開していくことが必要である。

(以上.)